

他の医療機関のセカンドオピニオンを 希望される患者さんへ

セカンドオピニオンとは病気やけがの治療を受ける方が、納得・安心してより良い治療法を選択するため、病気や治療法の理解を深めるため、主治医以外の専門医に意見を求めることをいいます。

患者さんには診断や治療方針について、他の医療機関の医師の意見「セカンドオピニオン」を求める権利があります。当院で治療中の患者さんで、他の医療機関の医師に意見を聞きたい方は、ご遠慮なくお申し出下さい。当院では『患者さんの権利』として「ご自身の意思で医療を選択することができます」と定めております。

1. ご相談、お申込み先について

当院の患者さんで、他の医療機関のセカンドオピニオンを希望される場合は、ご遠慮なく主治医にその旨を申し出てください。主治医がご希望の医療機関宛に紹介状を作成し、必要な検査資料をお渡しいたします。

2. 当院でご用意するもの

- 紹介状（診療情報提供書）
- 検査結果、レントゲン写真、等の検査資料
- その他必要な資料

3. 費用（紹介状作成料）について

セカンドオピニオンのための紹介状は健康保険が適用されます。

例）負担割合 3 割の方の場合：自己負担 1,500 円



4. 他の医療機関のセカンドオピニオンを利用される際に注意して頂きたいこと

セカンドオピニオンは、医療機関毎に実施の有無、相談の対象となる疾患、申込方法、料金などが異なります。他院のセカンドオピニオンをご希望の方は、事前にご希望の病院にお問い合わせのうえ、申込方法等についてご確認ください。

また、申込みは医療機関からのみというところもございます。その場合は、セカンドオピニオン外来事務局にお申し出ください。

Q：主治医の先生の気分を害しませんか？

他の医療機関のセカンドオピニオンを利用して、当院の治療を受けにくくなることはありませんか？

A：ご安心ください。当院は患者さんが納得して治療を受けられるようにご協力を致します。

セカンドオピニオンのお申し出により、当院の医師が気を悪くすることはありませんし、患者さんの治療に影響することはありません。

■お問い合わせ

慶應義塾大学病院 セカンドオピニオン外来事務局（2号館1階1R）

Tel:03-3353-1139

受付時間：月～土 8：30～16：30（第一、第三土曜は除く）